

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 12 | 身体障害者手帳の交付に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

真庭市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県真庭市長

公表日

令和4年5月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 身体障害者手帳の交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。真庭市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳に係る申請の受理及び応答に関する事務 ②各種届の受理及び応答に関する事務 ③身体障害者手帳の交付に関する事務 ④身体障害者手帳交付台帳の管理に関する事務 |
| ③システムの名称 | 1. 福祉台帳システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)身体障害者手帳交付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第一の11の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) なし (別表第二における情報提供の根拠) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 真庭市総務部総務課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1111(代) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 真庭市健康福祉部福祉課 岡山県真庭市久世2927番地2 0867-42-1581 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------------------|--------------|--------------|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | II 関連情報 5. 評価実施機関における担 | 福祉課長 長尾 修 | 福祉課長 河本 京子 | 事後 | 人事異動 |
| 平成28年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年8月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年4月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年8月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年6月22日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年6月22日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年6月20日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年6月20日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年5月20日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年5月20日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年5月20日 | VI リスク対策 | | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 福祉課長 河本 京子 | 福祉課長 西本 智一 | 事後 | 人事異動 |
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 福祉課長 西本 智一 | 福祉課長 江口 祥彦 | 事後 | 人事異動 |
| 令和2年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年4月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年5月20日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年5月20日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年5月20日 | I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 福祉課長 江口 祥彦 | 福祉課長 | 事後 | 時点修正 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |